

高知県公報

発行
高知県
高知市丸ノ内
一丁目2番20号
発行日
毎週2回
(火曜日・金曜日)

目次

告示		ページ
○県統計調査の実施 (2件)	(統計分析課)	1
○保安林の指定施業要件の変更に係る通知の揭示 (3件)	(治山林道課)	2
○基本測量の実施の通知	(用地対策課)	5
○公共測量の実施の通知	()	5
○道路の区域変更	(道路課)	5
○高知県収入証紙売りさばき人の代表者の氏名の変更の届出 (2件)	(会計管理課)	5
高知県選挙管理委員会告示		
○政治団体の設立の届出		5
○政治団体の届出事項の異動の届出 (2件)		6
○政治団体の解散の届出		7
入札公告		
○一般競争入札 (パソコン建築CADの購入) の公告	(総務事務センター)	7

告 示

高知県告示第577号

次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。

令和3年7月16日

高知県知事 濱田 省司

- 調査の名称
地震・津波県民意識調査
- 調査の目的
防災意識並びに地震防災対策及び津波避難対策の現状を把握し、及び分析するとともに、県民の行政機関への要望を把握することにより、今後の防災対策の進め方の基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
人

- 属性
満18歳以上の住民
 - 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 報告する者の属性について (性別、年齢層、職種、同居家族人数等)
 - 南海トラフ地震に関する認識について
 - 津波避難対策について
 - 家庭での備えについて
 - 地震の揺れ対策について
 - 地震火災対策について
 - 避難生活について
 - 自主防災組織について
 - 消防団について
 - 地域の防災力について
 - 南海トラフ地震臨時情報について
 - 県の地震防災、津波避難等に係る施策について
 - その基準となる期日
報告を求める年の7月1日
 - 報告を求める者
 - 数
3,000人
 - 選定方法
市町村の選挙人名簿から、津波の浸水予測が2メートル以上の地域及びそれ以外の地域に居住する満18歳以上の住民をそれぞれ1,500人無作為抽出する層化二段抽出により選定する。
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者を経由して報告を求める。
 - 調査方法
郵送又はオンラインによる調査
 - 報告を求める期間
 - 調査の周期
3年
 - 調査の実施期間
報告を求める年の7月中旬から同年8月下旬まで
- ### 高知県告示第578号
- 次のとおり県統計調査を行うので、高知県統計調査条例 (平成21年高知県条例第7号) 第3条の規定により告示する。
- 令和3年7月16日
- 高知県知事 濱田 省司
- 調査の名称
高知県ひとり親家庭等実態調査
 - 調査の目的

- 県内のひとり親家庭等に対してアンケート調査を行い、ひとり親家庭等の実態を把握し、施策を推進していく上での基礎資料とするとともに、「ひとり親家庭等自立促進計画」の策定のための基礎資料とするため。
- 調査対象の範囲
 - 地域
県内全域
 - 単位
世帯
 - 属性
児童扶養手当の受給資格を有する者の世帯及び児童が18歳に到達したことにより児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯
 - 報告を求める事項及びその基準となる期日
 - 報告を求める事項
 - 報告する者の属性について (世帯状況、居住市町村、生年月、性別、最終学歴等)
 - 経済の状況について
 - 住居の状況について
 - 就業の状況について
 - 健康状態及び病気の際の対応について
 - 子どもの養育及び教育の状況について
 - 制度の利用状況について
 - 新型コロナウイルス感染症の影響について
 - その基準となる期日
報告を求める年の8月1日
 - 報告を求める者
 - 数
 - 児童扶養手当の受給資格を有する者の世帯
約7,700世帯
 - 令和3年3月末に児童が18歳に到達したことにより児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯
約600世帯
 - 選定方法
 - 児童扶養手当の受給資格を有する者の世帯
市町村が有する情報による令和3年6月末時点の児童扶養手当の受給資格を有する者の世帯の全数
 - 令和3年3月末に児童が18歳に到達したことにより児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯
市町村が有する情報による令和3年3月末に児童が18歳に到達したことにより児童扶養手当の受給資格を喪失した世帯の全数
 - 報告を求めるために用いる方法
 - 調査組織
県が民間事業者及び市町村を経由して報告を求める。

<p>(2) 調査方法 郵送による調査</p> <p>7 報告を求める期間</p> <p>(1) 調査の周期 5年</p> <p>(2) 調査の実施期間 報告を求める年の8月1日から同月末日まで</p> <p>高知県告示第579号 令和3年5月農林水産省告示第734号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を大豊町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和3年7月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 石川県金沢市泉野町二丁目8番6号 イ 氏名 八井田 実</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 東京都世田谷区上野毛一丁目22番11号 イ 氏名 八井田 眞</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通一丁目35番地2 イ 氏名 西田 元彦</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 高岡郡蓮池村688番地 イ 氏名 市村 定善</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市片町13番地 イ 氏名 中谷 健</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 南国市岡豊町吉田155番地 イ 氏名 西田 元彦</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 横浜市緑区美しが丘一丁目21番地 イ 氏名 八井田 眞</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>南国市岡豊町中島1294番地2 イ 氏名 安岡 鈴子</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 福井市西宝永町二丁目504番地 イ 氏名 小幡 治和</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 群馬県藤岡市上戸塚21番地13 イ 氏名 糸川 恵子</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 東京都目黒区東山二丁目9番24号 イ 氏名 小幡 治和</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和42年11月農林省告示第1723号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第580号 令和3年5月農林水産省告示第735号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法(昭和26年法律第249号)第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を室戸市役所及び四万十町役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。 令和3年7月16日 高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 大阪市北区堂島浜一丁目4番16号 イ 氏名 紀州造林株式会社</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪市北区堂島浜通一丁目63番地 イ 氏名 紀州造林株式会社</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 幡多郡十和村大道745番地 イ 氏名 門脇 里次</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所</p>	<p>室戸市吉良川町乙365番地 イ 氏名 栗林 清恵</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 高知市入明町8番17号 イ 氏名 角田 佳資</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙521番地 イ 氏名 岡村 豊治</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地 イ 氏名 葛川 壽恵廣</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙808番地 イ 氏名 葛川 壽恵廣</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 大阪府高槻市下田部町一丁目2番13号 イ 氏名 仙頭 早美</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 高知市棧橋通二丁目3番22号 イ 氏名 長田 哲夫</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町乙523番地1 イ 氏名 岡村 伊世男</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 北九州市若松区東二島一丁目10番1号 イ 氏名 長田 哲夫</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 大阪市生野区新今里七丁目12番13号 イ 氏名 仙頭 和夫</p> <p>2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨</p> <p>(1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的 次に掲げる告示で定めるところによる。 昭和44年8月農林省告示第1189号</p> <p>(2) 変更後の指定施業要件</p>
--	--	--

<p>立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について</p> <p>高知県告示第581号</p> <p>令和3年5月農林水産省告示第880号で告示した指定施業要件の変更に係る保安林の森林所有者の所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、保安林の指定施業要件を変更する通知の内容を関係市役所及び町村役場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。</p> <p>令和3年7月16日</p> <p style="text-align: right;">高知県知事 濱田 省司</p> <p>1 所在不明の森林所有者</p> <p>(1)ア 登記簿記載の住所 安芸郡東洋町野根乙1920番地</p> <p>イ 氏名 榎本 匡宏</p> <p>(2)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市大久保町一丁目21番地21</p> <p>イ 氏名 川島 強夫</p> <p>(3)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市大久保町一丁目60番地4</p> <p>イ 氏名 川島 勲</p> <p>(4)ア 登記簿記載の住所 大阪府門真市御堂町1番5号</p> <p>イ 氏名 川島 一志</p> <p>(5)ア 登記簿記載の住所 大阪府寝屋川市大字太秦95番地14</p> <p>イ 氏名 岡林 玉美</p> <p>(6)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉本町二丁目8番9号</p> <p>イ 氏名 小松 平八</p> <p>(7)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町626番地</p> <p>イ 氏名 小野 正浩</p> <p>(8)ア 登記簿記載の住所 室戸市元20番屋敷</p> <p>イ 氏名 杉本 鹿平</p> <p>(9)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町155番屋敷</p>	<p>イ 氏名 氏川 吉松</p> <p>(10)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町149番屋敷</p> <p>イ 氏名 氏川 鶴吉</p> <p>(11)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町1988番地</p> <p>イ 氏名 戎井 鹿次</p> <p>(12)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町131番屋敷</p> <p>イ 氏名 小松 熊之助</p> <p>(13)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2010番地イ号</p> <p>イ 氏名 松沢 伊勢次</p> <p>(14)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2046番地</p> <p>イ 氏名 尾野 卓生</p> <p>(15)ア 登記簿記載の住所 高知市永国寺町1番11号</p> <p>イ 氏名 富岡 豊年</p> <p>(16)ア 登記簿記載の住所 室戸市室戸岬町2008番地</p> <p>イ 氏名 戎井 常次</p> <p>(17)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津198番屋敷</p> <p>イ 氏名 中田 兵兵衛</p> <p>(18)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町甲2204番地</p> <p>イ 氏名 井上 鶴吉</p> <p>(19)ア 登記簿記載の住所 福岡市早良区室見二丁目15番1号</p> <p>イ 氏名 松本 義次</p> <p>(20)ア 登記簿記載の住所 室戸市吉良川町259番屋敷</p> <p>イ 氏名</p>	<p>木下 喜久治</p> <p>(21)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町猪野々2283番地</p> <p>イ 氏名 山本 芳美</p> <p>(22)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々2283番地</p> <p>イ 氏名 山本 數之助</p> <p>(23)ア 登記簿記載の住所 香美郡在所村猪野々</p> <p>イ 氏名 猪野 與太郎</p> <p>(24)ア 登記簿記載の住所 高知市長浜597番地2</p> <p>イ 氏名 西野 静江</p> <p>(25)ア 登記簿記載の住所 香美市物部町久保影125番地</p> <p>イ 氏名 公文 政子</p> <p>(26)ア 登記簿記載の住所 香美郡榎山村別府246番地</p> <p>イ 氏名 宗石 太郎</p> <p>(27)ア 登記簿記載の住所 香美郡榎山村別府255番地</p> <p>イ 氏名 宗石 長太郎</p> <p>(28)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村別府262番地</p> <p>イ 氏名 中山 義弘</p> <p>(29)ア 登記簿記載の住所 香美郡香我美町舞川1063番地</p> <p>イ 氏名 恒石 花美</p> <p>(30)ア 登記簿記載の住所 大阪府守口市小春町10番地</p> <p>イ 氏名 山崎 達彦</p> <p>(31)ア 登記簿記載の住所 大阪市住吉区南加賀屋町448番地</p> <p>イ 氏名 高橋 信吉</p>
--	---	--

(32)ア 登記簿記載の住所 高知市上町四丁目2番13号 イ 氏名 高橋 徳恭	吾川郡池川町明戸岩421番地 イ 氏名 池島 稔	イ 氏名 大黒 和郎
(33)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町寺内1079番地イ イ 氏名 寺石 末子	(44)ア 登記簿記載の住所 高知市鴨部2番地1 イ 氏名 片岡 優	(55)ア 登記簿記載の住所 室戸市室津1285番地 イ 氏名 稲倉 雄基
(34)ア 登記簿記載の住所 高知市神田286番地 イ 氏名 小笠原 英高	(45)ア 登記簿記載の住所 香川県丸亀市中府町一丁目7番3号 イ 氏名 上岡 智彦	(56)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村庄谷相1135番地 イ 氏名 公文 浩之
(35)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊町西峰2565番地 イ 氏名 三谷 綾子	(46)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村下名野川193番地 イ 氏名 川村 福広	(57)ア 登記簿記載の住所 香美郡物部村庄谷相1180番地 イ 氏名 公文 昭雄
(36)ア 登記簿記載の住所 東京都北区滝野川一丁目90番2号 イ 氏名 篠原 守	(47)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村下名野川16番屋敷 イ 氏名 中川 金治	(58)ア 登記簿記載の住所 大阪府東大阪市新池島町一丁目3番16号 イ 氏名 公文 正利
(37)ア 登記簿記載の住所 土佐郡大川村小麦畝100番地 イ 氏名 中野内 綱次	(48)ア 登記簿記載の住所 吾川郡名野川村津江231番地 イ 氏名 片岡 政代	(59)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町根須33番地1 イ 氏名 杉本 春夫
(38)ア 登記簿記載の住所 土佐郡本川村中野川25番地 イ 氏名 高橋 光喜	(49)ア 登記簿記載の住所 吾川郡吾川村上名野川132番地 イ 氏名 掛水 勇功	(60)ア 登記簿記載の住所 香美郡香北町根須33番地6 イ 氏名 杉本 忠夫
(39)ア 登記簿記載の住所 吾川郡清水村上分1373番地 イ 氏名 川村 豊範	(50)ア 登記簿記載の住所 南国市小籠896番地シャーマゾン・フェスターレA202 イ 氏名 片岡 幹展	(61)ア 登記簿記載の住所 吾川郡仁淀川町大板464番地 イ 氏名 久万 貞衛
(40)ア 登記簿記載の住所 高知市朝倉戊1094番地41 イ 氏名 和田 博雄	(51)ア 登記簿記載の住所 土佐市蓮池1361番地 イ 氏名 西森 輝男	(62)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川574番地 イ 氏名 松岡 茂乃
(41)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町明戸岩323番地 イ 氏名 大西 佐喜恵	(52)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村川渡222番地 イ 氏名 中越 和真佐	(63)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川259番地 イ 氏名 西岡 久子
(42)ア 登記簿記載の住所 吾川郡池川町明戸岩1304番地 イ 氏名 大西 貞義	(53)ア 登記簿記載の住所 高岡郡仁淀村別枝2291番地 イ 氏名 石本 律子	(64)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川259番地 イ 氏名 西岡 五月
(43)ア 登記簿記載の住所	(54)ア 登記簿記載の住所 大阪府堺市日置荘原寺町442番地1	(65)ア 登記簿記載の住所 長岡郡大豊村北川259番地 イ 氏名

(66)ア 西岡 幸代
 登記簿記載の住所
 長岡郡大豊村北川259番地
 イ 氏名
 西岡 敏宏

(67)ア 登記簿記載の住所
 長岡郡大豊町谷 1 番屋敷
 イ 氏名
 久保 實馬

(68)ア 登記簿記載の住所
 長岡郡大豊村西久保543番地
 イ 氏名
 上村 明義

(69)ア 登記簿記載の住所
 長岡郡大豊町西久保121番地
 イ 氏名
 柳村 正傳

(70)ア 登記簿記載の住所
 大阪府吹田市千里山西四丁目39番C-905号
 イ 氏名
 野口 義晃

(71)ア 登記簿記載の住所
 安芸郡安田町西ノ川 8 番地 1
 イ 氏名
 伊吹 章

(72)ア 登記簿記載の住所
 土佐郡大川村大平131番地 2
 イ 氏名
 高石 菊尾

(73)ア 登記簿記載の住所
 高知市高須二丁目13番48号シャーマゾンウラヤカ203
 イ 氏名
 桑名 正和

2 保安林の指定施業要件を変更する通知の要旨
 (1) 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的
 次に掲げる告示で定めるところによる。
 昭和46年3月農林省告示第554号
 (2) 変更後の指定施業要件
 立木の伐採の方法、立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種について

高知県告示第582号
 国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を実施する旨の通知を令和3年7月1日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第14条第3項の規定により告示する。

令和3年7月16日
 高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
 基本測量（防災対策地域水準測量）

2 作業期間
 令和3年8月1日から令和4年2月28日まで

3 作業地域
 室戸市、安芸市、宿毛市、土佐清水市、香南市、安芸郡東洋町、奈半利町、田野町、安田町及び芸西村並びに幡多郡大月町

高知県告示第583号
 国土交通省四国地方整備局中村河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を令和3年6月30日に受けたので、測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第3項の規定により告示する。
 令和3年7月16日
 高知県知事 濱田 省司

1 作業種類
 公共測量（用地測量）

2 作業期間
 令和3年7月12日から同年12月18日まで

3 作業地域
 幡多郡黒潮町有井川地内

高知県告示第584号
 道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更する。
 その関係図面は、令和3年7月16日から2週間高知県土木部道路課及び高知県幡多土木事務所において一般の縦覧に供する。
 令和3年7月16日
 高知県知事 濱田 省司

区 間	変更前後の別	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)
宿毛市小筑紫町小筑紫字内蔵山503番1から宿毛市小筑紫町小筑紫字立岩293番1まで	前	12.9 }	66
	後	17.2 }	66
		39.1	

高知県告示第585号

高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和3年7月16日
 高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 (変更前) 高知市丸ノ内一丁目2-20
 高知県総務部消防防災課内
 高知県危険物安全協会
 会長 仮谷 征二郎
 (変更後) 高知市丸ノ内一丁目2-20
 高知県危機管理部消防政策課内
 高知県危険物安全協会
 会長 武井 勝一

2 変更年月日
 令和3年4月15日

高知県告示第586号
 高知県収入証紙条例施行規則（昭和39年高知県規則第28号）第8条の規定により売りさばき人の代表者の氏名の変更について届出があったので、同規則第4条第7項において読み替えて準用する同条第4項の規定により次のとおり告示する。
 令和3年7月16日
 高知県知事 濱田 省司

1 売りさばき人の主たる事務所の所在地及び名称並びに代表者の職名及び氏名
 (変更前) 高知市堺町 2 番24号
 株式会社高知銀行
 代表取締役 森下 勝彦
 (変更後) 高知市堺町 2 番24号
 株式会社高知銀行
 取締役頭取 海治 勝彦

2 変更年月日
 令和3年6月25日

選挙管理委員会告示

高知県選挙管理委員会告示第43号
 政治資金規正法（昭和23年法律第194号）第6条第1項の規定による政治団体の届出があったので、同法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。
 令和3年7月16日
 高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜
 その他の政治団体（政党及び国会議員関係政治団体以外の政治

団体)

名称	代表者の氏名	会計責任者の氏名	主たる事務所の所在地	届出年月日
山本かずて る後援会	山本 和輝	山本 愛由	高岡郡佐川町 床田50-3	令3 ・6 ・14
齊藤光後援 会	齊藤 光	齊藤 葵	高岡郡佐川町 甲790-4	令3 ・6 ・15

高知県選挙管理委員会告示第44号

政治資金規正法（昭和23年法律第194号。以下「法」という。）第7条第1項の規定による政治団体の届出事項の異動の届出があったので、法第7条の2第1項の規定により次のとおり公表する。

令和3年7月16日

高知県選挙管理委員会委員長 土居 秀喜

法第19条の7第1項第2号に係る国会議員関係政治団体

名称 (代表者の氏名)	異動事項	旧	新	異動年月日
中谷元後援会 (細木 秀美)	代表者の氏名	浜田 純	細木 秀美	令3・ 6・9

<p>を除く。)の間に(1)の交付場所で交付する。</p> <p>イ ダウンロードによる交付の場合 令和3年7月16日午前9時から同年8月24日午後5時までの間に高知県会計管理局のホームページ (https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/180000/nyuusatu-jouhou-index.html)で交付する。</p> <p>(3) 入札及び開札の日時及び場所</p> <p>ア 日時 令和3年9月28日(火)午後2時 郵送による場合は、書留郵便によるものとし、令和3年9月27日(月)午後5時までに(1)の入札説明書の交付場所に必着すること。</p> <p>イ 場所 高知市丸ノ内一丁目2番20号 高知県庁厚生棟2階 第3会議室</p> <p>4 その他</p> <p>(1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨 日本語及び日本国通貨</p> <p>(2) 入札保証金及び契約保証金 高知県契約規則(昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。)第9条、第10条、第39条及び第40条の規定による。</p> <p>(3) 入札に参加を希望する者に求められる事項 この一般競争入札に参加を希望する者は、入札説明書に示した入札参加資格要件を満たすことを証明する書類を令和3年8月24日午後5時までに入札説明書で指定した場所に提出し、この一般競争入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。また、開札の日までの間において、知事から当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。</p> <p>(4) 入札の無効 この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。</p> <p>(5) 落札者の決定方法等 規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の(9)に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の(9)に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。</p> <p>(6) 手続における交渉の有無 無</p>	<p>(7) 契約書作成の要否 要</p> <p>(8) 資格審査に関する事項 2の(2)に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、知事が別に定める申請書に必要な書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和3年8月24日午後5時までに申請を行わなかったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。 なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書するとともに、当該事項を申し出ること。</p> <p>(9) 関連情報を入手するための照会窓口 3の(1)と同じ。</p> <p>(10) 詳細は、入札説明書による。</p> <p>5 Summary</p> <p>(1) Nature and quantity of the products to be procured: Computer with architectural CAD software 1 set</p> <p>(2) Deadline for the submission of documents to certify the qualification: 5:00 P.M. on Tuesday 24 August 2021</p> <p>(3) Date and time for tender (by hand): 2:00 P.M. on Tuesday 28 September 2021</p> <p>(4) Date and time for tender (by registered mail): To arrive by 5:00 P.M. on Monday 27 September 2021</p> <p>(5) Contact: General Affairs Center, Treasury, Kochi Prefectural Government, 1-2-20 Marunouchi, Kochi City, Kochi 780-8570 Japan Tel: 088-823-9788</p> <p>(6) Others: As in the tender documentation</p>	
---	--	--